

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ氏名又は名称 カブシキガイシャ アサヒドケン 株式会社 朝日土建
 住所 奈良市奈良阪町1085番地 緑商第一ビル102号
フリガナ代表者氏名 だいひょうとりしまりやく かわい しゅんじ 代表取締役 川井 俊二
 電話番号 0742-24-8001
 FAX番号 0742-24-8002
 メールアドレス asahidoken@song.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

- 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
 ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第1 (水道法施行規則第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 氏名又は名称

株式会社 朝日土建

住 所

〒630-8104 奈良市奈良阪町1085番地 経商第一ビル102号

代表者 氏名

代表取締役 川井俊二



水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
タケヨリニマリヤ カワイシュンジ 代表取締役 川井俊二 トニマリヤ ヨシム ヒトシ 取締役 吉村 仁志	
事業の範囲	各種水道工事請負 土木工事業、管工事業、舗装工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 朝日工建
上記事業所の所在地	郵便番号 630-8104 住所 奈良市奈良阪町1085番地 緑南第一ビル102号 電話番号 0742-24-8001 FAX番号 0742-24-8002 メールアドレス asahidoken@song.ocn.ne.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
	川 井 俊 二 第155862号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別表（水道法施行規則第18条関係）

機 械 器 具 調 書

平成 年 月 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の機械器具	エンジンカッター		1	
	高速カッター		2	
	セーバーソー		1	
	バンドソー		1	
	金切りノコ		1	
管の加工用の機械器具	やすり	300平型判丸型	1	
	NSグルーバー	REX N50A	1	
	ネジ切り機		1	
接合用の機械器具	トーチランフロ	ガスボンベ式	1	
	管挿入機 10T70レンジ	13mm ~ 100mm	1	
水圧テストポンプ	テストポンプ	アサダ 手動式	1	
	テストポンプ	電動式	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

様式第2 (水道法施行規則第18条及び第34条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからホまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

平成 年 月 日

申請者

氏名又は名称
住 所
代表者氏名

〒630-8104 奈良市奈良阪町1085番地 緑南第一ビル102号

株式会社 朝日土建

代表取締役 川井俊二

TEL 0742-24-8001

FAX 0742-24-8002



水道事業者 殿

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良市奈良阪町1085番地緑商第一ビル102号
株式会社朝日土建

会社法人等番号	1500-01-000135	
商号	<u>株式会社古川土木</u>	
	株式会社朝日土建	平成 2年10月 1日変更
本店	<u>奈良市紀寺町669番地の1朝日プラザ奈良紀寺207号</u>	平成 2年10月 1日移転
	奈良市奈良阪町1085番地緑商第一ビル102号	平成19年 4月15日移転 平成19年 4月19日登記
公告をする方法	<u>奈良日日新聞に掲載する</u>	
	官報に掲載する方法により行う。	平成30年 3月 9日変更 平成30年 3月12日登記
会社成立の年月日	昭和51年1月30日	
目的	1. 各種水道工事請負 2. 各種土木工事並びに建築設計施工請負 3. 前各号に附帯する一切の事業業務	
発行可能株式総数	3万2000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株	
株券を発行する旨の定め	<u>当会社の株式については、株券を発行する</u>	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記 平成30年 3月 9日廃止 平成30年 3月12日登記	
資本金の額	金1000万円	

株式の譲渡制限に関する規定	<u>当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。</u>		
	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を要する。 平成30年 3月 9日変更 平成30年 3月12日登記		
役員に関する事項	<u>取締役</u>	<u>土田 晴 康</u>	平成19年 6月26日重任 ----- 平成19年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>土田 晴 康</u>	平成29年 6月30日重任 ----- 平成29年 7月14日登記
			平成30年 2月26日死亡 ----- 平成30年 3月12日登記
	<u>取締役</u>	<u>川井 俊 二</u>	平成19年 6月26日重任 ----- 平成19年 6月29日登記
	<u>取締役</u>	<u>川井 俊 二</u>	平成29年 6月30日重任 ----- 平成29年 7月14日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉村 仁 志</u>	平成25年 6月24日就任 ----- 平成25年 6月28日登記
	<u>取締役</u>	<u>吉村 仁 志</u>	平成29年 6月30日重任 ----- 平成29年 7月14日登記
	<u>代表取締役</u>	<u>川井 俊 二</u>	平成19年 6月26日重任 ----- 平成19年 6月29日登記
	<u>代表取締役</u>	<u>川井 俊 二</u>	平成29年 6月30日重任 ----- 平成29年 7月14日登記

	<u>監査役</u> <u>川井コウ</u>	平成19年 6月26日就任 ----- 平成19年 6月29日登記
	<u>監査役</u> <u>川井コウ</u>	平成29年 6月30日重任 ----- 平成29年 7月14日登記
		平成30年 3月 9日退任 ----- 平成30年 3月12日登記
取締役会設置会社 に関する事項	<u>取締役会設置会社</u>	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
		平成30年 3月 9日廃止 平成30年 3月12日登記
監査役設置会社 に関する事項	<u>監査役設置会社</u>	平成17年法律第87号第1 36条の規定により平成18 年 5月 1日登記
		平成30年 3月 9日廃止 平成30年 3月12日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成14年 7月25日移記

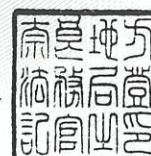
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和 元年 5月23日

奈良地方法務局
登記官

菊池寛之



定 款

株式会社朝日土建

この定款の写は、原本に相違ありません

令和元年5月27日

〒630-8104 奈良市奈良阪町1085番地 緑商第一ビル102号

株式会社朝日土建

代表取締役 川井俊二

TEL 0742-24-8001

FAX 0742-24-8002



定 款

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社朝日土建 と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種水道工事請負
2. 各種土木工事並びに建築設計施工請負
3. 前各号に附帯する一切の事業業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を 奈良市 に置く。

(公告)

第4条 当社の公告は、奈良日日新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、32,000株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡しの請求)

第7条 当社は、当社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載または記録の請求)

第8条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載または記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載もしくは記録されている者またはその相続人その他の一般承継人が当社所定の書式による請求書に記名押印し、これを共同して会社に提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合には、株式取得者が単独で請求できるものとする。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第9条 当社の株式について質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当社所定の請求書に当事者が署名又は記名押印し、これを会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第10条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第11条 当会社は、事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に係る定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

② 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するため必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

(株主の住所等の届出)

第12条 当会社の株主及び記載・記録された質権者又はその法定代理人もしくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

第3章 株主総会

(議長)

第13条 株主総会の議長は、社長たる取締役がこれに当たる。社長たる取締役に事故があるときは他の取締役がこれに代わり、取締役の全員に事故があるときは出席株主の中から選任された者がこれに代わる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

② 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(代理人)

第15条 株主は代理人によって議決権を行使することができる。ただし、この場合には総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。

② 代理人は当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ2人以上の代理人を選任することはできない。

(議事録)

第16条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載または記録した議事録を作成する。

(招集)

第17条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了の翌日から3ヶ月内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

第4章 取締役

(取締役の員数)

第18条 当社は、取締役3名以上5名以内を置く。

(取締役の選任)

第19条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 代表取締役は、取締役会の決議により選定する。

② 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

③ 取締役会の決議によって、取締役社長を選定し、必要に応じて専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の任期)

第21条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の残存期間と同一とする。

第5章 取締役会

(取締役会の設置)

第22条 当社は、取締役会を設置する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第23条 取締役会は法令に別段の定めのある場合を除き、社長たる取締役がこれを招集し、議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもってこれを決する。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果等については、これを法務省令で定めるところにより記載または記録した議事録を作成する。

第6章 監査役

(監査役の設定)

第27条 当社は、監査役を置く。

(監査役の員数)

第28条 当社の監査役は2名以内とする。

(監査役の選任)

第29条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第30条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第32条 当社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日における株主名簿に記載、記録された株主又は質権者に配当する。

② 前項の剰余金の配当は、その支払提供の日から満3年を経過しても受領のないときは、当社は支払いの義務を免れるものとする。

③ 未払いの剰余金の配当には利息をつけない。

(平成19年6月26日 変更)

第一五五八六二号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 川井 俊二

昭和四十六年五月三十一日生

水道法(昭和二十二年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

平成十二年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平



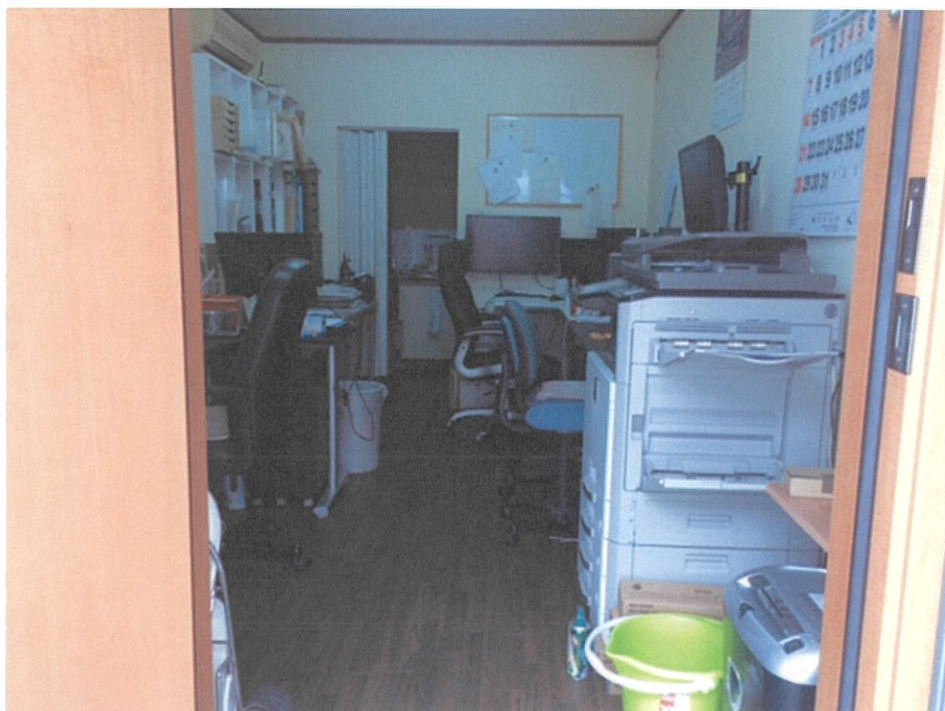
事務所・倉庫の写真（裏）

その他



事務所・倉庫の写真（表）

事務所写真



倉庫（資材）写真



※（表）に貼りきれない場合は、（裏）に貼ってください。

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

平成 年 月 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャ アサヒドケン 株式会社 朝日土建
 住所 奈良市奈良阪町1085番地 緑商第一ビル102号
フリガナ 代表者氏名 だいひょうとりしまりやく かわい しゅんじ 代表取締役 川井 俊二
 電話番号 0742-24-8001
 FAX番号 0742-24-8002
 メールアドレス asahidoken@song.ocn.ne.jp



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者	✓	18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

平成 年 月 日

〒630-8104 奈良市奈良阪町1085番地 緑南第一ビル102号

届出者 株式会社 朝日土建

代表取締役 川井俊二

TEL 0742-24-8001

FAX 0742-24-8002



水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の 選任 の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 朝日土建	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
川井俊二	第155862号	

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

第一五五八六二号

給水装置専事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 川井 俊二

昭和四十六年五月三十一日生

水道法(昭和二十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置専事主任
技術者免状を交付する。

平成十一年二月二十三日

厚生大臣 宮下 創平

